

6 問題行動に係る注意喚起

団体のリーダーとして、以下の問題が発生しないよう
団体内の意識育成をお願いします。

- ① 未成年者の喫煙・飲酒
- ② ハラスメント
- ③ 不法行為・迷惑行為による苦情
- ④ 悪質な交通マナー



内容により、団体として処分を受ける場合があります。

(課外活動団体の公認等について 参照)

課外活動団体の公認等について 一部抜粋

9 公認団体は、「国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、活動中の会員によるハラスメントを防止するよう努めなければならない。

(中略)

10 大学は、公認団体が第6項から第9項までに定める義務を怠り、又は学内の秩序を乱し、若しくは社会的に批判を受けるような活動をしたときは、団連に対し適切な措置をとるよう指導するほか、顧問教員又は所属団連の意見を徴したうえ、学生委員協議会の議を経て、次の処置をとることがある。

(1) 警告 (2) 活動の停止 (3) 公認の取消し

課外活動団体の公認等について 抜粋

9 公認団体は、「国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、活動中の会員によるハラスメントを防止するよう努めなければならない。また、「未成年者飲酒禁止法」に基づき、未成年の会員が飲酒することを禁止し、活動の機会にその違反を招く会員があれば制止しなければならない。

10 大学は、公認団体が第6項から第9項までに定める義務を怠り、又は学内の秩序を乱し、若しくは社会的に批判を受けるような活動をしたときは、団連に対し適切な措置をとるよう指導するほか、顧問教員又は所属団連の意見を徴したうえ、学生委員協議会の議を経て、次の処置をとることがある。

- (1) 警告
- (2) 活動の停止
- (3) 公認の取消し